Ⅵ. 公益社団法人宇都宮青年会議所　２０１４年度　諸規定変更（案）

現　　行	改　正　案	備　考
会員資格規定	**会員資格規定**	
第　３　条 ⑴　当会議所における会費及び入会金を次のとおり定める。 入　会　金　　30,000 円 会　　費　正会員　　年額　150,000 円 特別会員　年額１口　10,000 円 賛助会員（法人）年額１口 100,000 円 賛助会員（個人）年額１口　50,000 円	第　３　条 ⑴　当会議所における会費及び入会金を次のとおり定める。 入　会　金　　10,000 円 会　　費　正会員　　年額　150,000 円 特別会員　年額１口　10,000 円 賛助会員（法人）年額１口 100,000 円 賛助会員（個人）年額１口　50,000 円	変更
運営規定	**運営規定**	
第　７　条 委員会は理事会のもとに、財政審査委員会・広報・審査委員会・総務委員会・渉外委員会・宮まつり委員会・宮の未来選択委員会・郷土愛醸成委員会・地域研鑽委員会・市民交流委員会・出向者支援委員会・拡大委員会・関東地区大会運営特別委員会の１２委員会を設ける。 ２．正会員は全ていずれかの委員会に所属するものとする。 ４．理事長・副理事長・専務理事はいずれの委員会にも所属しないものとする。	第　７　条 会議および委員会は理事会のもとに、法令会計審査会議、総務委員会、渉外委員会、ＪＣ運動発信委員会、宮まつり委員会、地域交流委員会、政策委員会、青少年育成委員会、全国大会招致会議、会員拡大会議、協働連携特別会議の４会議、７委員会を設ける。 ２．正会員は全ていずれかの会議または委員会に所属するものとする。ただし特別理事はこの限りではない。 ４．理事長・副理事長・専務理事はいずれの会議および委員会にも所属しないものとする。	変更
第　８　条　委員会の任務は、次の通りとし各委員会は毎月１回以上委員会を開催し、独自の事業計画の確立と実施の推進母体となる ⑴　財政審査委員会 ①　ＬＯＭ財政管理全般・財務審査の実施　②　当初予算、補正予算、決算書の作成 ③　ＬＯＭ出納の管理 ④　会計セミナーの実施 ⑤　外部資金申請の窓口 ⑥　その他財務に関する対応 ⑦　公益事業計画書の作成指導とその審査および主務官庁への提出 ⑧　公益社団法人としての健全な財務運営	第　８　条　会議および委員会の任務は、次の通りとし各会議および委員会は毎月１回以上会議または委員会を開催し、独自の事業計画の確立と実施の推進母体となる ⑴　法令会計審査会議 ①　公益社団法人としての透明性のある組織運営と健全な財務運営 ②　各種事業の財政審査、コンプライアンス審査、公益審査の実施 ③　公益社団法人としてのガバナンスとコンプライアンスの強化 ④　公益社団法人としての定款、規則の管理 ⑤　公益事業計画書の作成指導及び審査と主務官庁との連携 ⑥　法令や会計に関する研修事業の実施 ⑦　外部アドバイザーとの連携	変更